

## 代表選挙における党営選挙運動および運動制限等について

代表選挙管理委員会  
委員長 小林正夫

国民民主党代表選挙において予定されている党営選挙運動と、党组织（都道府県連（以下「県連」という）、総支部等）、代表候補者、有権者が行う選挙運動・活動に関する制限・禁止事項等について、代表選挙規則（以下「選挙規則」）および代表選挙管理委員会規程（以下「選管規程」）を整理して示します。代表選挙が国民民主党にふさわしく公平・公正に実施されるよう、全党のご理解・ご協力を要請いたします。

### 1. 代表選管が行う党営選挙運動

代表選管は、選管規程第20条1項にもとづき、次の党営選挙運動を行うことを予定している。ただし、代表候補者が1名である場合には、代表選管の決定により、内容の変更を行う。

- ①選挙公報の作成：「国民民主プレス」号外。投票用紙とともに送付。県連にも送付。
- ②共同記者会見の開催
- ③立会演説会等の開催

なお立会演説会等において配布・掲示することができるものは、代表選管が用意する選挙公報等のほか、代表選管が特別に認めるものに限る（選管規程第20条3項四号）。

また、報道機関・団体の討論会等の要請に対しては、各代表候補者の要請にもとづき調整を行う。

- ④インターネットの活用：各代表候補者から提出された文書・動画を党のウェブサイトに掲載する。

### 2. 党組織・機関の活動

- ①県連は、地方選管と共同して、独自の党営選挙運動の機会を提供することができる（選挙規則第20条1項）。ただし、これを行う場合には、公平性を担保するため、地方選管が厳正に監視・指導しなければならない（同4項）。

※県連が提供する党営選挙運動の機会としては、県連のウェブサイトや「国民民主プレス」県連版に、各代表候補者の政見等を掲載することが考えられる。ただしその場合には、掲載順、スペース等において各代表候補者を平等に扱うよう十分注意しなければならない。

②各級の党组织がその組織・機関の名において特定の代表候補者を支援する活動をすることは禁止されている（選管規程第20条3項六号）。

※県連・総支部等が代表選挙の説明や意見交換、個々の支持表明のための党员・サポートー集会等を開くことはできるが、その場で特定の代表候補者への支持を決議したり、特定の代表候補者またはその支持者だけに発言を許したりすることは明白な違反となる。また党组织の役員名を使って特定の代表候補者への支持表明の発言をしたり文書を配布したりすることは、党组织・機関の中立公平さを疑わせる恐れがあるため、慎まれたい。なお、党组织には地方議会の議員団等も含まれるものと解される。

③代表候補者も有権者も党の機関紙である「国民民主プレス」号外の名称を使用して特定の代表候補者を支援する記事等を掲載することは禁止されている（同）。

④立会演説会等は代表選管が（必要に応じて地方選管と共同で）主催することとされおり、県連（地方選管）等が開催することは禁止されている（選管規程第20条2項）。

⑤党员・サポートー以外の人を対象とする、いわゆる「人気投票」の実施および公表は、選挙の公平・公正を保つ観点から、行うことができない。

### 3. 代表候補者の運動

① 頒布文書：各代表候補者が独自にリーフレット、選対ニュース等の頒布文書を発行することは認められているが、「党の品位を汚し、他の代表候補者を誹謗中傷し、もしくは他の代表候補者を応援する内容」を掲載することは禁止されている（選管規程第20条3項一号）。また「代表選管の承認を得て代表選管が認める方法で頒布するものとし、有権者の居住住所地に郵送等を行ってはならない」（同）と定められているので、頒布に先だって文書の現物および頒布方法について、代表選管に届け出られたい。内容および頒布に関する責任を明確にするため、文書には発行主体・責任者名を明記されたい。なお、報道機関等が実施した「世論調査」結果等を頒布文書に転載することも、「人気投票」に該当する恐れがあるため、慎まれたい。

② 選挙ポスター：各代表候補者が選挙ポスターおよびそれに類似するものを作成することは禁止されている（選管規程第20条3項二号）。

③ インターネット：各代表候補者が独自の選挙運動にインターネットを活用することは認められている。ただし、党の品位を汚す、他候補を誹謗中傷する、などの内容であってはならないのは、頒布文書と同様である（選管規程第20条3項三号）。

④ 演説会等：各代表候補者が独自に演説会等を開催することは認められているが、特定の代表候補者を排除して複数の代表候補者が参加する集会等を開催してはならない（選管規程第20条3項四号）。また、上記2の党组织・機関の活動制限に反

しないよう注意されたい。

- ⑤ 報道対応：各代表候補者の報道対応は任意だが、代表選挙が公平・公正に執り行われることに配意されたい（選管規程第 20 条 3 項五号）。
- ⑥ その他：買収・供応、他の代表候補者の名誉を傷つける行為、党倫理規則に反する行為を行ってはならない（選管規程第 21 条）。

#### 4. 有権者の運動

- ① 国会議員・地方議員をはじめ有権者（選管および地方選管の委員を除く）が個人として特定の代表候補者への支持等の意見を表明することは許される。ただし（とくに県連・総支部・支部の役員の場合）上記 2 の党组织・機関の活動制限に反しないよう十分注意されたい。なお、手紙など文書による場合は、作成者の氏名を明記されたい。
- ② 有権者には、ア) 選挙ポスター・類似物を作成すること、イ) 特定の代表候補者を排除して複数の代表候補者が参加する集会等を開催すること、ウ) 買収および供応、代表候補者の名誉を傷つける行為等が禁止されている（選管規程第 20 条 3 項各号、第 22 条）。

#### 5. 代表選管の措置

上記の制限・禁止に違反する行為が行われた場合、代表選管は、その事実の公表、当該行為の中止勧告等を行う（選挙規則第 18 条 4 項、選管規程第 20 条 7 項、第 21 条 3 項、第 22 条 2 項）。

また代表候補者が違反した場合その他代表候補者としてふさわしくない行為を行った場合には、代表選管は総務会に諮り、必要な措置について両院議員総会に申請することができる（選挙規則第 9 条 2 項、選管規程第 20 条 7 項）。

同時に、代表選管として幹事長に対して倫理規則の適用を申請することもあり得る。

以上